様式(1) 是正処理済額等集計表

府省等又は団体名　内閣府(消費者庁)

(単位:円)

府省等又は団体名	検査報告の掲記状況						指摘金額(A)	(A)のうち是正の方途がないもの(B)	是正処理対象		是正処理状況						是正処理未済状況		今後行うべき是正処理の方法		備考	
	年度		態様	番号	件数	件名			件数	金額(C)=(A)-(B)	前年6月30日までの処理済額(D)	前年6月30日現在の処理未済額(E)=(C)-(D)	既往1年間の処理済額(F)		処理の種類		処理済額計(G)=(D)+(F)	件数	未済額(H)=(C)-(G)			
	元号	年数											合計	(内訳)								
内閣府(消費者庁)	令和	6	補助金	16	1	地方消費者行政強化交付金により実施した事業の交付対象経費を過大に精算していたもの	13,587,239	0	1	13,587,239			13,587,239		3	収納(補助金、保険給付金等)	13,587,239	0	0	0		
令和6年度の計					1		13,587,239	0	1	13,587,239			13,587,239				13,587,239	0	0			
合計					1		13,587,239	0	1	13,587,239	0	0	13,587,239				13,587,239	0	0			

備考

1　「検査報告の掲記状況」欄の記載は、次によること。

(ア)　「態様」欄には、検査報告に掲記された予算経理、保険料、工事その他の態様を記載すること。

(イ)　「件名」欄には、検査報告に太字で掲記されている見出しを記載すること。

2　「指摘金額（A）」欄には、検査報告に不当として掲記されている金額（補助金、貸付金等国の援助に係るものについては当該国の支出金相当額）を記載すること。

3　「（A）のうち是正の方途がないもの（B）」欄には、事案の性質上指摘金額の全部又は一部について是正の方途がないと認められる金額を記載すること。

4　「是正処理状況」欄の記載は、次によること。

(ア)　各処理済額欄には、是正処理の最終執行機関における処理済額を記載することとし、金銭により是正処理を行う場合には収納又は支払をしたときをもって当該収納済額又は支払済額を、金銭によらず手直し工事等により是正処理を行う場合には、その処理が完結したときをもって当該処理に係る指摘金額の全額を計上すること。なお、検査報告作成後の事情により、是正処理の着手前又は処理遂行中に債権等の額の全部又は一部について減額処理を行った場合には、その原因を具体的に「備考」欄に記載すること。

(イ)　「既往1年間の処理済額（F）」欄の「合計」欄には処理済の総額を記載する。2種類以上の「処理の種類」がある場合には、是正処理の種類ごとに行を別とし、その内訳額を「（内訳）」欄に記載するとともに、すべての行の「府省等又は団体名」欄及び「検査報告の掲記状況」欄に記載すること。

(ウ)　「処理の種類」欄には、下記の選択肢から該当するものを選択すること。なお、1件について2種類以上の是正処理を行った場合は、「既往1年間の処理済額（F）」欄と同じ行にそれぞれの「処理の種類」を記載すること。

1収納（保険料、租税等の徴収不足）、2支払（保険料、租税等の徴収過大）、3収納（補助金、保険給付金等）、4収納（不正行為）、5工事（手直し等）、6減額調定（事由を具体的に「備考」欄に記載すること。）、7不納欠損（事由を具体的に「備考」欄に記載すること。）、8その他（具体的に「備考」欄に記載すること。）、0「既往1年間の処理済額（F）」欄に該当がないもの

(エ)　直近の検査報告掲記事項については、前年6月30日以前に是正処理されたものについても、「前年6月30日までの処理済額（D）」欄に記載せずに「既往1年間の処理済額（F）」欄に記載すること。

(オ)　延滞金、加算金等元本に付帯する債権に充当されたものについては、これを是正処理済額に含めないこと。

5　「今後行うべき是正処理の方法」欄には、下記の選択肢から該当するものを選択すること。

1収納（保険料、租税等の徴収不足）、2支払（保険料、租税等の徴収過大）、3収納（補助金、保険給付金等）、4収納（不正行為）、5その他（「手直し工事」等、具体的に「備考」欄に記載すること。）、0是正処理が完了したもの

6　本表は、年度順（年度の古い順）に記載し、前年度以前の検査報告掲記事項分の計、直近の検査報告掲記事項分の計及びそれらの合計を記載すること。

7　本表は、府省等又は団体別にそれぞれ別葉とすること。